

**令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」  
に基づく対応状況等に関する調査結果**

**1 趣旨**

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した令和3年度における対応状況等の調査結果のうち、山梨県の集計結果を公表する。

**2 調査の概要**

調査方法: 養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

調査対象: 65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例

対象期間: 令和3年4月1日～令和4年3月31日

**3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等**

「相談・通報件数」は14件であり、「虐待の事実が認められた事例件数」は9件で、「被虐待高齢者数」は19人であった。

虐待の種別は、「身体的虐待」が2件(うち、身体拘束1件)、「身体的虐待」及び「介護等放棄」などの複数要因によるケースが6件、その他1件であった。

表1 相談・通報件数等

	R3年度	R2年度
相談・通報件数	14件	15件
虐待の事実が認められた事例件数	9件	2件
被虐待高齢者数	19人	4人

表2 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例(①～⑨)

事例①

施設種別	短期入所生活介護
性別	被虐待者未(不)特定の事例
年齢階級	
要介護度	
虐待の種別	
身体拘束	
虐待を行った従事者の職種	介護職
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼、従事者等への注意・指導

事例②

施設種別	短期入所生活介護		
性別	女性	男性	女性
年齢階級	80～84歳	不明	不明
要介護度	要介護3	要介護3	要介護3
虐待の種別	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 性的虐待
身体拘束	有	無	無
虐待を行った従事者の職種	介護職		
虐待に対して行った措置	事実確認、立入検査、改善勧告		

事例③

施設種別	(介護付き)有料老人ホーム	
性別	男性	女性
年齢階級	95~99歳	95~99歳
要介護度	要介護3	要介護5
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待
身体拘束	無	無
虐待を行った従事者の職種	介護職	
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼、従事者等への注意・指導	

事例④

施設の種類	短期入所生活介護		
性別	女性	女性	女性
年齢階級	95~99歳	95~99歳	80~84歳
要介護度	要介護3	要介護3	要介護4
虐待の種別	身体的虐待	心理的虐待	心理的虐待
	心理的虐待		
身体拘束	無	無	無
虐待を行った従事者の職種	看護職		
虐待に対して取った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼		

事例⑤

施設種類	特別養護老人ホーム						
性別	女性	女性	女性	女性	女性	女性	女性
年齢階級	95~99歳	100歳以上	95~99歳	95~99歳	95~99歳	95~99歳	85~89歳
要介護度	要介護5	要介護5	要介護5	要介護5	要介護3	要介護5	要介護4
虐待の種別	介護等放棄	介護等放棄	介護等放棄	介護等放棄	介護等放棄	介護等放棄	介護等放棄
	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待
身体拘束	無	無	無	無	無	無	無
虐待を行った従事者の職種	介護職						
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼						

事例⑥

施設種別	介護老人保健施設
性別	女性
年齢階級	80~84歳
要介護度	要介護3
虐待の種別	心理的虐待
	性的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼、従事者等への注意・指導

事例⑦

施設種別	介護老人保健施設
性別	女性
年齢階級	85~89歳
要介護度	要介護4
虐待の種別	心理的虐待
	性的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼、従事者等への注意・指導

事例⑧

施設種別	特別養護老人ホーム
性別	女性
年齢階級	80~84歳
要介護度	要介護4
虐待の種別	身体的虐待
	心理的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職
虐待に対して行った措置	事実確認、指導、改善計画の提出依頼、従事者等への注意・指導

事例⑨

施設種別	認知症対応型共同生活介護
性別	女性
年齢階級	90~94歳
要介護度	要介護2
虐待の種別	身体的虐待
身体拘束	無
虐待を行った従事者の職種	介護職
虐待に対して取った措置	事実確認、指導、従事者等への注意・指導

#### 4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

##### (1) 相談・通報件数等

「相談・通報件数」は 158 件、「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例数(以下「虐待判断事例数」という。)」は 83件で、「被虐待高齢者数」は 85人であった。

表3 相談・通報件数

	R3 年度	R2 年度
相談・通報件数	158 件	175 件
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断された事例件数	83件	90 件
被虐待高齢者数	85人	95 人

##### (2) 相談・通報者

「介護支援専門員」が 37.3%と最も多く、次いで「家族・親族」が 15.5%、「警察」が 9.9%であった。

表4 相談・通報者(複数回答)

(単位:人)

	介護支援 専門員 (ケアマネジャー)	介護保険事 業所職員	医療機関 従事者	近隣住民・ 知人	民生委員	被虐待者 本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村 行政職員	警察	その他	合計
R3年度	60 37.3%	13 8.1%	9 5.6%	3 1.9%	5 3.1%	10 6.2%	25 15.5%	2 1.2%	8 5.0%	16 9.9%	10 6.2%	161 100%
R2年度	75 41.0%	10 5.5%	14 7.7%	11 6.0%	4 2.2%	11 6.0%	23 12.6%	2 1.1%	14 7.7%	12 6.6%	7 3.8%	183 100%

(注)1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は表3の相談・通報件数と一致しない。

##### (3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」は 144件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち 140件が「立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例」であり、その内訳は、「訪問調査を行った事例」が 102件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 38 件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった144件では0日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値については、回答のあった83件では3日であった。

表5 相談・通報に関する事実確認の状況

(単位:件)

		R3年度	R2年度
事実確認調査を行った事例		144 (90.0%)	171 95.5%
立入調査以外の方法により調査を行った事例	訪問調査を行った事例	140 (87.5%)	168 (93.9%)
	関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	102	133
		38	35
立入調査により調査を行った事例	警察が同行した事例	4 (2.5%)	3 (1.7%)
	援助要請をしなかった事例	3	3
		1	0
事実確認調査を行っていない事例		16 (10.0%)	8 4.5%
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例		11	3
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例		5	5
合 計		160 100%	179 100%

(注)事実確認の状況には、前年度以前に相談・通報があったもののうち、当該年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は表3の相談・通報件数と一致しない。

表6 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

(単位:件)

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21日以上	合計
R3年度	93	20	3	17	6	3	2	144
R2年度	98	27	7	22	12	3	10	179

中央値 R3年度:0日(即日)、R2年度:0日(即日)

(注)事実確認開始までの期間には、前年度以前に相談・通報があったもののうち、当該年度に入って事実確認を行ったものが含まれ、合計件数は表3の相談・通報件数と一致しない。また、当該年度に通報があったものの、事実確認が翌年度となったものは件数に含まれない。

表7 相談・通報の受理から虐待確認までの期間

(単位:件)

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21日以上	合計
R3年度	18	14	5	14	8	11	13	83
R2年度	34	9	3	13	15	7	21	102

中央値 R3年度:3日、R2年度:4日

(注)虐待確認までの期間には、前年度以前に相談・通報があったもののうち、当該年度に入って虐待確認を行ったものが含まれるため、合計件数は表3の相談・通報件数と一致しない。また、当該年度に通報があったものの、虐待確認が翌年度となったものは件数に含まれない。

(4) 虐待の発生要因

最も回答が多い要因は(虐待者の)「被虐待者との虐待発生までの人間関係」及び、(被虐待者の)「身体的自立度の低さ」の 59.0%、次いで(被虐待者の)「障害・疾病」の 57.8%、(虐待者の)「精神状態が安定していない」が56.6%であった。

表8 虐待の発生要因(複数回答)

(単位:件)

		R3		R2		
		件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)	
虐待者側の 要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	42	(50.6%)	56	(62.2%)	
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	42	(50.6%)	40	(44.4%)	
	c) 孤立・補助介護者の不在等	34	(41.0%)	26	(28.9%)	
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	10	(12.0%)	3	(3.3%)	
	e) 知識や情報の不足	37	(44.6%)	54	(60.0%)	
	f) 理解力の不足や低下	38	(45.8%)	44	(48.9%)	
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	16	(19.3%)	13	(14.4%)	
	h) 障害・疾病	32	(38.6%)	25	(27.8%)	
	i) 障害疑い・疾病疑い	23	(27.7%)		(0.0%)	
	j) 精神状態が安定していない	47	(56.6%)	36	(40.0%)	
	k) ひきこもり	9	(10.8%)	7	(7.8%)	
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	49	(59.0%)	41	(45.6%)	
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	21	(25.3%)		(0.0%)	
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	45	(54.2%)	49	(54.4%)	※1
o) 飲酒の影響	17	(20.5%)	11	(12.2%)		
p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	10	(12.0%)	1	(1.1%)	※2	
q) その他	10	(12.0%)	14	(15.6%)		
被虐待者の 状況	a) 認知症の症状	46	(55.4%)	61	(67.8%)	
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	28	(33.7%)	29	(32.2%)	
	c) 身体的自立度の低さ	49	(59.0%)	50	(55.6%)	※3
	d) 排泄介助の困難さ	34	(41.0%)	38	(42.2%)	
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	8	(9.6%)	13	(14.4%)	
	f) 障害・疾病	48	(57.8%)		(0.0%)	
	g) 障害疑い・疾病疑い	8	(9.6%)		(0.0%)	
	h) その他	4	(4.8%)	47	(52.2%)	※4
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務(経済的問題)	38	(45.8%)	40	(44.4%)	
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	9	(10.8%)	17	(18.9%)	
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	39	(47.0%)	43	(47.8%)	
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	31	(37.3%)	26	(28.9%)	※5
	e) その他	2	(2.4%)	5	(5.6%)	
その他	a) ケアサービスの不足の問題	24	(28.9%)	19	(21.1%)	
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	7	(8.4%)	4	(4.4%)	
	c) その他	1	(1.2%)	1	(1.1%)	

(注)・複数回答のあった要因を集計しているため、表3の「虐待判断事例数」と要因件数は一致しない。  
 ・今年度(R3年度)調査において、質問項目に変更があったため、今年度新設された質問項目について  
 昨年度(R2)数値を空欄としている。  
 ・質問内容がやや異なる項目(※1~5)について、R2年度の質問内容は以下のとおり。

※1\_R2調査項目名「虐待者の性格や人格(に基づく言動)」

※2\_R2調査項目名「虐待者のギャンブル」

※3\_R2調査項目名「被虐待高齢者の身体的自立度・認知機能の低下(認知症の症状含む)」

※4\_R2調査項目名「被虐待高齢者本人の性格や人格(に基づく言動)」(40%)を含む。

※5\_R2調査項目名「家庭におけるその他の要因」

(5) 虐待の内容

ア 虐待の種別

「身体的虐待」が 55.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 37.6%、「介護等放棄」が 25.9%であった。

表9 虐待の種別(複数回答)

(単位:人)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
R3年度	47 55.3%	22 25.9%	32 37.6%	1 1.2%	13 15.3%
R2年度	58 61.1%	16 16.8%	41 43.2%	0 0.0%	16 16.8%

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者について集計。

【参考】虐待の具体的内容(主なもの)

種別	主な具体的内容
身体的虐待	暴力的行為、乱暴な扱い、身体の拘束
介護等放棄	生活援助全般を行わない、水分・食事摂取の放任、希望・必要とする介護サービスの制限
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱、脅迫、無視・訴えの否定や拒否
性的虐待	性行為の強要・性的暴力
経済的虐待	年金の取り上げ、必要な費用の不払い、預貯金・カード等の不当な使い込み

イ 虐待の程度の深刻度

調査対象(母数)・指標(区分)ともに変更となっているため、件数・深刻度を単純に比較することはできないが、構成割合から考えると、深刻度はやや上昇する結果となった。

表10 虐待の程度(深刻度)

(単位:人)

	4 (最重度)	3 (重度)	2 (中度)	1 (軽度)	合計
R3年度	1 3.3%	11 36.7%	10 33.3%	8 26.7%	30 100%

	5 生命・身体・生活 に関する重大な 危険	4	3 生命・身体・生活 に著しい影響	2	1 生命・身体・生活 への影響や本人 意思の無視等	合計
R2年度	4 (4.2%)	7 (7.4%)	20 (21.1%)	28 (29.5%)	36 (37.9%)	95 100%

(注)今年度より、調査対象年度内に虐待と判断された事例のうち、複数名で判断したケースに該当する場合のみ回答することとなったため、対象件数(母数)がR3年度(30件)とR2年度(95件)とは異なる。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が 70.6%、「男性」が 29.4%と「女性」が全体の7割以上を占めていた。年齢階級別では、「85～89 歳」32.9%と最も多く、次いで「80～84 歳」が24.7%であり、全体の8割以上が75歳以上であった。

表11 被虐待高齢者の性別 (単位:人)

	R3年度		R2年度	
男性	25	(29.4%)	23	(24.2%)
女性	60	(70.6%)	72	(75.8%)
合計	85	100%	95	100%

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者について集計。

表12 被虐待高齢者の年齢 (単位:人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R3年度	3 (3.5%)	11 (12.9%)	11 (12.9%)	21 (24.7%)	28 (32.9%)	11 (12.9%)	0 (0.0%)	85 (100.0%)
R2年度	7 (7.4%)	8 (8.4%)	18 (18.9%)	23 (24.2%)	20 (21.1%)	19 (20.0%)	0 (0.0%)	95 (100.0%)

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待者について集計しているため、表11の合計数と異なる場合がある。

要介護認定の状況

介護保険の利用状況としては、「要介護認定 認定済み」が 67.1%であった。また、「要介護認定 未申請」は 29.4%であった。

表13 被虐待高齢者の要介護認定の状況 (単位:人)

	R3年度		R2年度	
要介護認定 未申請	25	(29.4%)	16	(16.8%)
要介護認定 申請中	0	(0.0%)	6	(6.3%)
要介護認定 認定済み	57	(67.1%)	70	(73.7%)
要介護認定 非該当(自立)	3	(3.5%)	3	(3.2%)
不明	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	85	100%	95	100%
要介護認定 申請中・認定済み(再掲)	57	(67.1%)	76	(80.0%)

## イ 要介護認定者の状況

要介護認定者 57人における要介護状態区分は、「要介護 3」が 38.6%と最も多く、次いで、「要介護 2」が 26.3%、「要介護1」が 15.8%であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度の「自立度Ⅱ以上」は77.2%、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)の「寝たきり度A以上」は 73.7%であった。

表14 要介護認定者の要介護状態区分 (単位:人)

	R3年度		R2年度	
要支援1	0	(0.0%)	4	(5.7%)
要支援2	3	(5.3%)	2	(2.9%)
要介護1	9	(15.8%)	15	(21.4%)
要介護2	15	(26.3%)	22	(31.4%)
要介護3	22	(38.6%)	16	(22.9%)
要介護4	6	(10.5%)	11	(15.7%)
要介護5	2	(3.5%)	0	(0.0%)
不明	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	57	100%	70	100%
要介護3以上(再掲)	30	(52.6%)	27	(38.6%)

表15 要介護認定者の認知症日常生活自立度 (単位:人)

	R3年度		R2年度	
自立または認知症なし	2	(3.5%)	1	(1.4%)
自立度Ⅰ	10	(17.5%)	12	(17.1%)
自立度Ⅱ	18	(31.6%)	32	(45.7%)
自立度Ⅲ	24	(42.1%)	20	(28.6%)
自立度Ⅳ	2	(3.5%)	4	(5.7%)
自立度M	0	(0.0%)	0	(0.0%)
認知症はあるが自立度不明	1	(1.8%)	1	(1.4%)
認知症の有無が不明	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	57	100%	70	100%
自立度Ⅱ以上(再掲)	44	(77.2%)	56	(80.0%)

※区分については、13ページ「用語解説」を参照のこと。



表16 要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) (単位:人)

	R3年度		R2年度	
自立	1	(1.8%)	1	(1.4%)
日常生活自立度(寝たきり度) J	13	(22.8%)	13	(18.6%)
日常生活自立度(寝たきり度) A	24	(42.1%)	37	(52.9%)
日常生活自立度(寝たきり度) B	14	(24.6%)	18	(25.7%)
日常生活自立度(寝たきり度) C	4	(7.0%)	1	(1.4%)
不明	1	(1.8%)	0	(0.0%)
合計	57	100%	70	100%
日常生活自立度(寝たきり度)A以上(再掲)	42	(73.7%)	56	(80.0%)

※区分については、14ページ「用語解説」を参照のこと。

表17 要介護認定者の介護保険サービス利用状況 (単位:人)

	R3年度		R2年度	
介護サービスを受けている	49	(86.0%)	62	(88.6%)
過去受けていたが判断時点では受けていない	2	(3.5%)	2	(2.9%)
過去も含め受けていない	6	(10.5%)	6	(8.6%)
不明	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	57	(100.0%)	70	(100.0%)

(7) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

ア 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が52.9%と最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が37.6%と、被虐待者の9割が虐待者と同居していることが判明した。

表18 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況 (単位:人)

	虐待者とのみ同居	虐待者および他家族と同居	虐待者と別居	その他	合計
R3年度	45 (52.9%)	32 (37.6%)	6 (7.1%)	2 (2.4%)	85 (100.0%)
R2年度	47 (49.5%)	37 (38.9%)	10 (10.5%)	1 (1.1%)	95 (100.0%)

イ 被虐待高齢者の家族形態

「未婚の子と同居」が 25.9%と最も多く、次いで「その他」が 24.7%、「夫婦のみ世帯」および「配偶者と離別・死別等した子と同居」が 18.8%と続いた。

表19 被虐待高齢者の家族形態 (単位:人)

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	合計
R3年度	3 (3.5%)	16 (18.8%)	22 (25.9%)	16 (18.8%)	7 (8.2%)	21 (24.7%)	85 (100.0%)
R2年度	5 (5.3%)	17 (17.9%)	24 (25.3%)	19 (20.0%)	14 (14.7%)	16 (16.8%)	95 (100.0%)

(注)「その他」内訳:子以外の親族と同居しているケース等

ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 48.9%と最も多く、次いで「娘」の 17.4%、「夫」の 14.1%であった。

表20 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄 (単位:人)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	合計
R3年度	13 (14.1%)	5 (5.4%)	45 (48.9%)	16 (17.4%)	5 (5.4%)	2 (2.2%)	2 (2.2%)	1 (1.1%)	3 (3.3%)	92 (100.0%)
R2年度	14 (13.1%)	7 (6.5%)	44 (41.1%)	23 (21.5%)	3 (2.8%)	2 (1.9%)	4 (3.7%)	4 (3.7%)	6 (5.6%)	107 (100.0%)

(注)調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数

エ 虐待者の年齢

虐待者の年齢階級別は、「50～59歳」が 33.7%と最も多く、次いで「40～49歳」・「60～69歳」・「70～79歳」が 17.4%であった。

表21 虐待者の年齢 (単位:人)

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明	合計
R3年度	0 (0.0%)	1 (1.1%)	6 (6.5%)	16 (17.4%)	31 (33.7%)	16 (17.4%)	16 (17.4%)	5 (5.4%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)	92 (100.0%)
R2年度	0 (0.0%)	5 (4.7%)	4 (3.7%)	22 (20.6%)	27 (25.2%)	19 (17.8%)	19 (17.8%)	7 (6.5%)	2 (1.9%)	2 (1.9%)	107 (100.0%)

(注)虐待者については、調査対象年度内に虐待と判断された事例における延べ人数。

(8) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア 分離の有無

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は35.7%であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は46.9%であった。

表22 虐待への対応策としての分離の有無 (単位:人)

	R3年度		R2年度	
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	35	(35.7%)	20	(18.7%)
被虐待者と虐待者を分離していない事例	46	(46.9%)	70	(65.4%)
現在対応について検討・調整中の事例	0	(0.0%)	0	(0.0%)
虐待判断時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	12	(12.2%)	17	(15.9%)
その他	5	(5.1%)	0	(0.0%)
合計	98	100%	107	100%

(注)合計人数は、本調査の対象となったすべての虐待判断事例について集計しているため、表3および表7の数と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

分離を行った事例における対応は、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が25.7%と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」及び「医療機関への一時入院」が17.1%の順であった。

表23 分離を行った事例の対応の内訳 (単位:人)

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例(内数)	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	6	(17.1%)	2	2	(10.0%)	0
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	9	(25.7%)	5	2	(10.0%)	2
緊急一時保護	5	(14.3%)	5	6	(30.0%)	4
医療機関への一時入院	6	(17.1%)	1	5	(25.0%)	3
上記以外の住まい・施設等の利用	3	(8.6%)	2	2	(10.0%)	1
虐待者を高齢者から分離(転居等)	3	(8.6%)	2	1	(5.0%)	0
その他	3	(8.6%)	2	2	(10.0%)	2
合計	35	100%	19	20	100%	12

ウ 分離していない事例の対応の内訳

表 22 中、「分離していない事例」46 人における対応は、「養護者に対する助言・指導」が87.0%と最も多く、次いで、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が41.3%であった。

表24 分離していない事例の対応の内訳(複数回答) (単位:人)

	R3年度		R2年度	
	人数	構成割合 (%)	人数	構成割合 (%)
経過観察(見守り)	3	(6.5%)	15	(21.4%)
養護者に対する助言・指導	40	(87.0%)	45	(64.3%)
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	2	(4.3%)	3	(4.3%)
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	6	(13.0%)	5	(7.1%)
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	19	(41.3%)	31	(44.3%)
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用介護保険サービス以外のサービスを利用	1	(2.2%)	5	(7.1%)
その他	9	(19.6%)	30	(42.9%)

(注)「その他」の内訳としては、医療機関との連携、ケアマネマネジメント支援、養護者以外の家族の協力等。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度の「利用開始済み」が10人、「利用手続き中」が0人であり、これらを合わせた10人のうち「市町村長申立の事例」は9人であった。また、「日常生活自立支援事業の利用」は1人であった。

表25 権利擁護に関する対応 (単位:人)

		R3年度	R2年度
成年後見制度 利用開始済み		10	5
成年後見制度 利用手続き中		0	4
合計		10	9
(内数)	市町村長申立ありの事例	9	8
日常生活自立支援事業の利用		1	1

5 その他について(虐待による死亡事例ほか)

虐待により死亡に至った事例は、0件であった。

【用語解説】

「養介護施設従事者等」

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

「認知症高齢者の日常生活自立度」

判定の基準等

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行動等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIII aに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」

判定の基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車椅子に移乗する
	ランクC	1日中ベッドの上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力で寝返りもうてない

※判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない

【留意事項】

割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。